# 戦略的な知財保護のために
# ～先使用権制度を中心に～

# 目　次


１．技術の戦略的な管理について
２．オープン・クローズ戦略
３．営業秘密管理について
４．営業秘密管理におけるリスク
５．技術流出の様々なパターン
６．営業秘密管理を補う先使用権制度について
（１）先使用権制度とは
（２）先使用権を得るための要件
（３）先使用権の効力
（４）先使用権が機能する場面
（５）先使用権を立証するための資料について
（６）先使用権の証拠確保のための企業における取組事例
（７）よくあるお問い合わせ内容について
（８）商標の先使用権制度
（９）諸外国の先使用権制度の概要
（参考）「先使用権制度の円滑な活用に向けて」


※　本資料において、
●「ガイドライン」とは『先使用権制度の円滑な活用に向けて』（平成１８年６月特許庁作成）を指します。
●【（数字）－（文字）】は、裁判例リスト（ガイドライン：Ｐ１１４～１１６）のNo.と審級に対応しています。

例：　【８１－地】
　　↑　↑
　　No.　審級

１．技術の戦略的な管理について
２．オープン・クローズ戦略
３．営業秘密管理について
４．営業秘密管理におけるリスク
５．技術流出の様々なパターン
６．営業秘密管理を補う先使用権制度について
（１）先使用権制度とは
（２）先使用権を得るための要件
（３）先使用権の効力
（４）先使用権が機能する場面
（５）先使用権を立証するための資料について
（６）先使用権の証拠確保のための企業における取組事例
（７）よくあるお問い合わせ内容について
（８）商標の先使用権制度
（９）諸外国の先使用権制度の概要

# 1．技術の戦略的な管理について

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

例えば
○権利行使が困難な方法の発明
○工場見学をしなければ分からない製造プロセス　等

**技　　術**

例えば
○秘密としての管理が難しい技術
○他者の追従が容易な技術　等

**戦略的な出願管理**
**<オープン・クローズ戦略>**

**ノウハウとして秘匿**

**特　許　出　願**

**先使用権制度の円滑な活用に向けて**
（ガイドライン）

**営業秘密管理**
・営業秘密管理指針の活用
・不正競争防止法による保護

**先使用権の証拠確保**
・設計図、発注書類を保存
・公証制度を活用　　等

**先使用による通常実施権確保**
・無償で自己実施が可能

公開

審査請求

審査

海外出願も検討

**特許権取得**
・自己実施が可能
・他者の実施を制限

# 2．オープン・クローズ戦略

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

■技術などを秘匿または特許権などの独占的排他権を実施するクローズ・モデルの知財戦略に加え、他社に公開またはライセンスを行うオープン・モデルの知財戦略を取り入れ、自社利益拡大のための戦略的な選択を行うことが重要。

オープン・クローズ戦略や営業秘密管理など総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が必要

## 【オープン・クローズ戦略の基本フレーム】

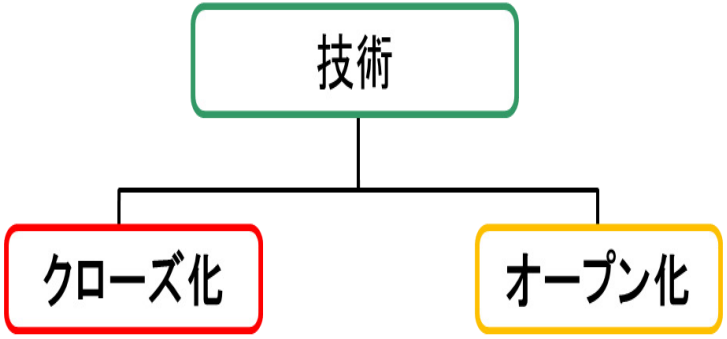


◆独自技術などを秘匿化（ノウハウ）
◆知財の占有化
・独占実施
・権利侵害差し止め
（特許）

◆他社に自社技術の使用を許すこと
・標準化
・無償実施によるデファクトスタンダード化
・低額/高額ライセンス
・クロスライセンス
（特許）

（出典）2013年版ものづくり白書（経済産業省）をもとに特許庁作成

## 【オープン・クローズ戦略概念図】

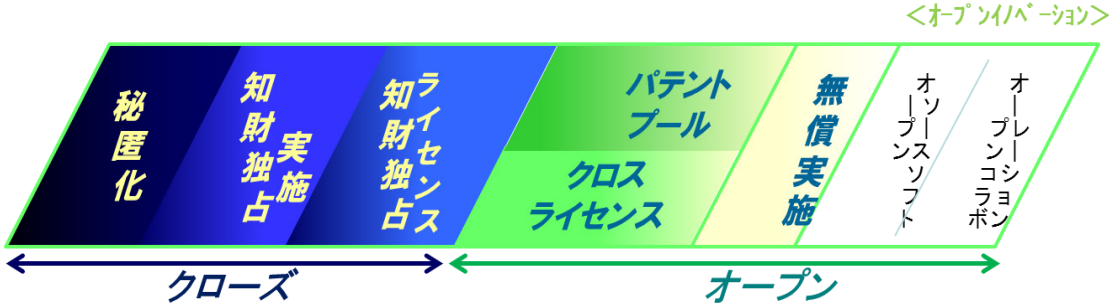


（出典）知財本部「知的財産政策ビジョン」

## 【欧米企業のオープンクローズ戦略事例】

| | アップル（米） | インテル（米） | ボッシュ（独） |
|---|---|---|---|
| オープン / 標準化領域 | スマートフォン端末の製造工程を EMS 企業に開示（オープン化） | PC 周辺機器（マザーボード）の製造技術をアジア企業に開示（オープン化） | 自動車 ECU 基本ソフトウェア「Autosar」の標準化を主導（標準化） |
| クローズ領域 | デザイン（意匠権）<br>タッチパネル技術（特許・他社にライセンスせず） | MPU（ブラックボックス化） | アプリケーション開発の制御パラメータ（ブラックボックス化） |

（出典）2013年版ものづくり白書（経済産業省）

# 3．営業秘密管理について

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

- 技術をノウハウとして秘匿するためには、実効的な営業秘密の管理が必要。
- 営業秘密として法的に保護されるためには以下の3要件を満たす必要がある。

## 「営業秘密」の定義　（不正競争防止法第2条第6項）

➢ 秘密として管理されていること（秘密管理性）

①情報にアクセスできる者を制限すること（アクセス制限）

②情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること（客観的認識可能性）

➢ 有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）

当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。現実に利用されていなくても良い。

〇設計図、製法、製造ノウハウ・顧客名簿、仕入先リスト・販売マニュアル

×有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的な活動についての情報は、法が保護すべき正当な事業活動ではないため、有用性があるとはいえない。

➢ 公然と知られていないこと（非公知性）

保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。

〇第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも、当該第三者も当該情報を秘密として管理していれば、非公知といえる。

×刊行物等に記載された情報

### 不正競争防止法上の営業秘密の法的保護

・民事上の措置（営業秘密の不正な取得・使用・開示に対し、差止め、損害賠償などの請求が可能）
・刑事上の措置（営業秘密の不正な取得・領得・使用・開示の一定の行為が刑事罰の対象に）
・刑事訴訟手続上の特例措置（申出により、秘匿決定・呼称等の決定・公判期日外の証人尋問等が可能）　等

# 4．営業秘密管理におけるリスク

エレクトロニクス業界等におけるリストラの増加

海外企業への転職技術者の増加

我が国企業の海外展開の進展

新興国企業との取引関係の深まり

工場の海外移転の増加

サイバー空間の拡大・浸透

サイバー攻撃のリスク増加

営業秘密漏えいがより生じやすい環境へ

# ５．技術流出の様々なパターン

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

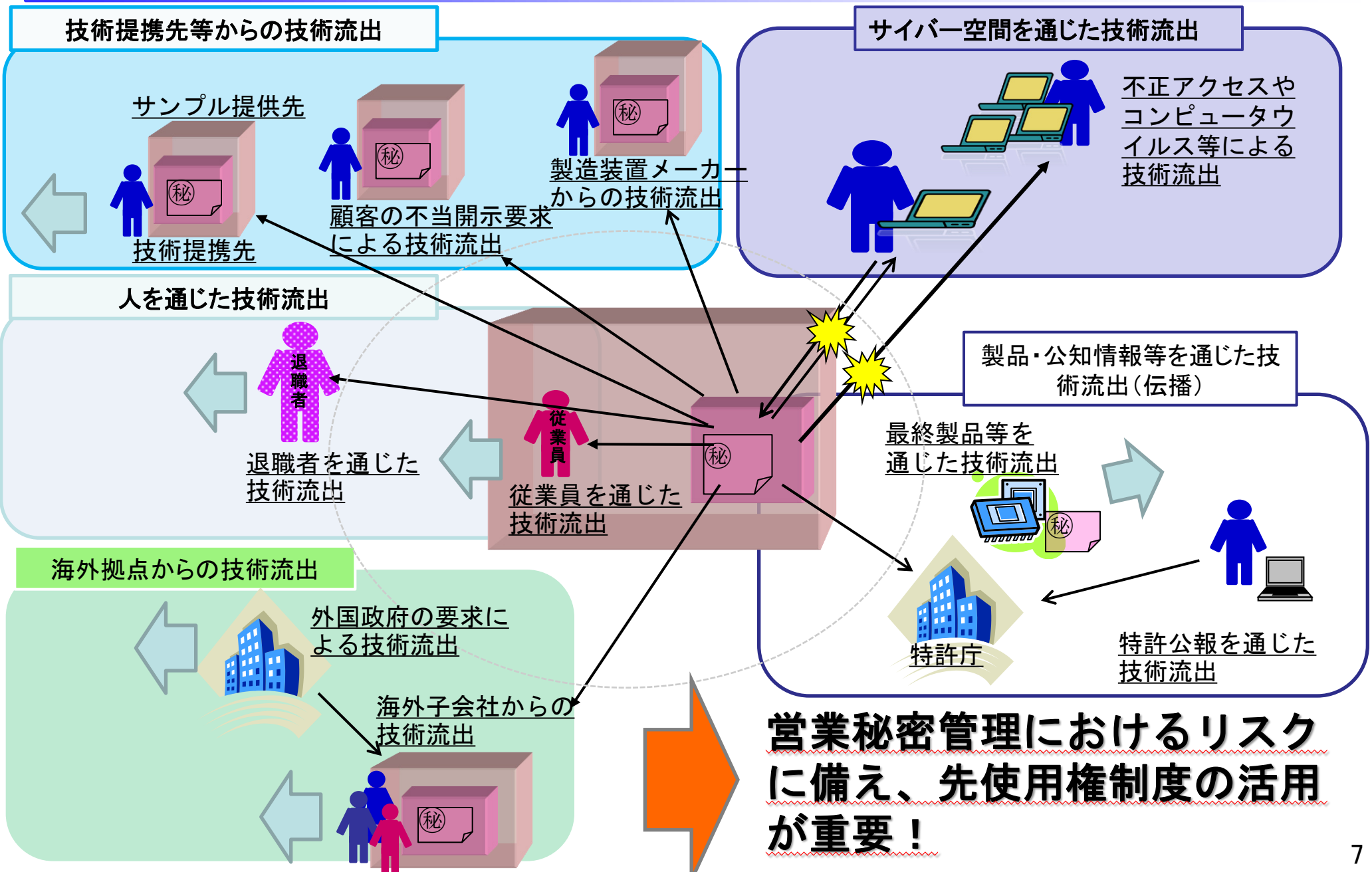

１．技術の戦略的な管理について
２．オープンクローズ戦略
３．営業秘密管理について
４．営業秘密管理におけるリスク
５．技術流出の様々なパターン

**６．営業秘密管理を補う先使用権制度について**

（１）先使用権制度とは
（２）先使用権を得るための要件
（３）先使用権の効力
（４）先使用権が機能する場面
（５）先使用権を立証するための資料について
（６）先使用権の証拠確保のための企業における取組事例
（７）よくあるお問い合わせ内容について
（８）商標の先使用権制度
（９）諸外国の先使用権制度の概要

# （１）先使用権制度とは

他者が特許権を得た発明と同一の発明を、他者の特許出願時以前から、事業として実施または実施の準備をしていた場合には、その事業を継続（その特許権を一定の範囲内で無償で実施）することができる権利。

⇒　**ある発明に関する特許権者と先使用者の保護の調和を図る制度**

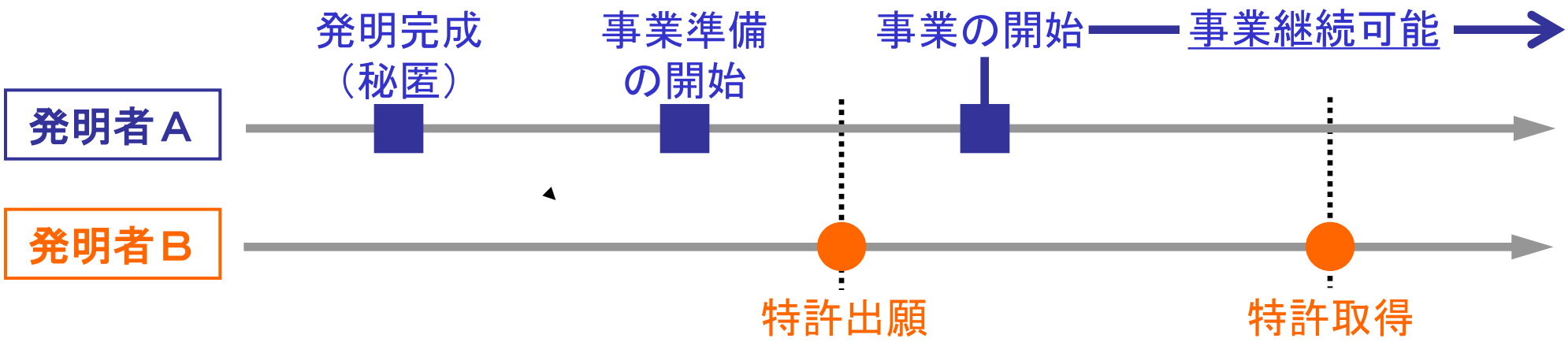


**ノウハウとして秘匿する戦略においては、**

**①営業秘密としてしっかりと管理するだけでなく、**
**②営業秘密の弱点を補う意味でも先使用権を確保・立証するために、必要な資料を収集・保管することも重要。**

*（ガイドライン：Ｐ７～１２）*

# （２）先使用権を得るための要件

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

**＜特許法　第７９条＞**

特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。

**先使用権を得るための要件**

①　（特許出願の発明と関わりなく）独自に発明した、またはその発明を承継したこと
**②　事業の実施または事業の準備をしていること**
**③　他者の特許出願時に②を行っていたこと**
**④　日本国内で②を行っていたこと**

**先使用権の効力**

**○ 実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内で**
○ 他者の特許権を無償で実施し、事業を継続することができる

# （２）先使用権を得るための要件：②「事業の準備」とは

## ウオーキングビーム炉事件　最高裁判決

昭和６１年１０月３日判決（昭和６１年（オ）第４５４号）【２７－最】

【主観的要件】

即時実施の意図を有していること

かつ

【客観的要件】

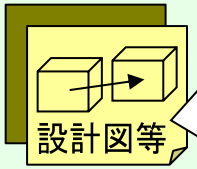


即時実施の意図が**客観的に認識される態様、程度において表明**されていること

**「即時」とは**

× **非常に短い時間**

○ **時間の長さだけで必ずしも判断されるものではない。**

この事件では…

・昭和４１年８月３１日頃　見積仕様書及び設計図の提出（→事業の準備行為と認定）

・昭和４３年２月２６日　他者の特許出願の優先権主張日

・昭和４６年５月　初めての製造

「事業の準備」から「実施」まで、５年近く経過していたが、「即時実施の意図」を認定。

（この事件の特殊事情）

・ウォーキングビーム式加熱炉は、引合いから受注、納品に至るまで相当の期間を要する。

・しかも大量生産品ではなく個別的注文を得て初めて生産にとりかかる。

*（ガイドライン：問３～問４ ）*

# （参考）「事業の準備」の認定に関する事例

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

## 「事業の準備」を認めた例

○試作品の完成・納入で認めた例
［東京地裁平成３年３月１１日判決（昭和６３年（ワ）第１７５１３号）【３７－地】］

○受注生産製品における試作品の製造・販売で認めた例
［大阪地裁平成１１年１０月７日判決（平成１０年（ワ）第５２０号）【５９－地】］

○基本設計や見積の修正があっても認めた例
［東京地裁平成１２年４月２７日判決（平成１０年（ワ）第１０５４５号）【６７－地】］

○金型製作の着手が即時実施の意図と、それを客観的に認識される態様、程度において表明したものと認めた例［大阪地裁平成１７年７月２８日判決（平成１６年（ワ）第９３１８号）【８８－地】］

## 「事業の準備」を否定した例

○改良前の試作品では準備を否定した例
［大阪地裁昭和６３年６月３０日判決（昭和５８年（ワ）第７５６２号）【３２－地】］

○研究報告書に列記された成分の一つであっただけとして準備を否定した例
［東京地裁平成１１年１１月４日判決（平成９年（ワ）第９３８号）【６０－地】］

**●概略図にすぎないとして準備を否定した例**
**［東京高裁平成１４年６月２４日判決（平成１２年（ワ）第１８１７３号）【７９－地】］**

○医薬品の内容が未だ一義的に確定していたとはいえないとして準備を否定した例
［東京地裁平成１７年２月１０日判決（平成１５年（ワ）第１９３２４号）【８５－地】］

# （２）先使用権を得るための要件：③他者の特許出願時に事業または準備

遅くとも、他者が特許出願した時には、事業又は事業の準備をしていたことが必要。

・多くの裁判例においては、研究開発の着手から事業の開始・継続までの一連の経緯について、証拠を検討し、他者の特許出願の時に、「事業の準備」や「事業」を行っている段階にあったかを認定して先使用権の成否を判断。

≪ 発明完成から事業の実施までのイメージの一例 ≫

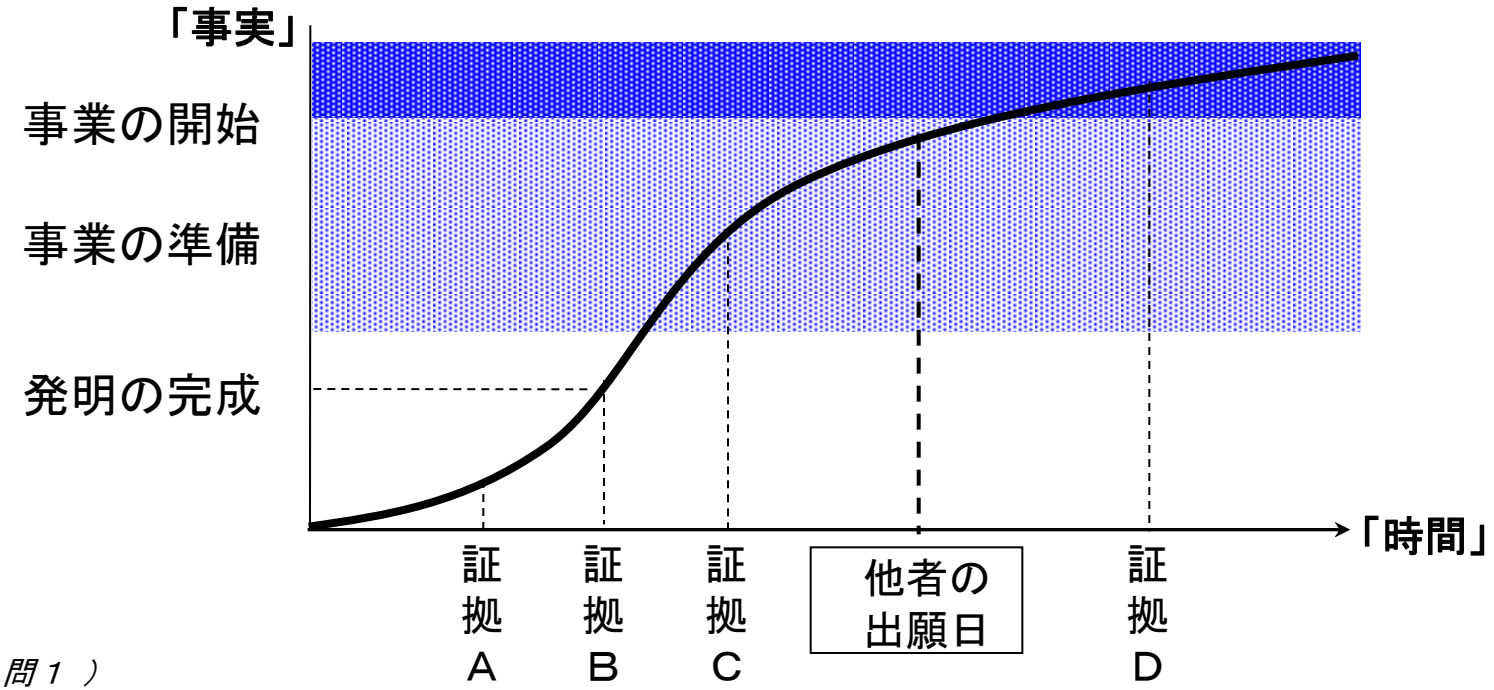


（ガイドライン：問１）

# （２）先使用権を得るための要件：④日本国内で事業または準備

○ ： 日本国内において、「事業」または「事業の準備」
× ： 海外において、「事業」または「事業の準備」

**「日本国内において」事業をする必要あり**

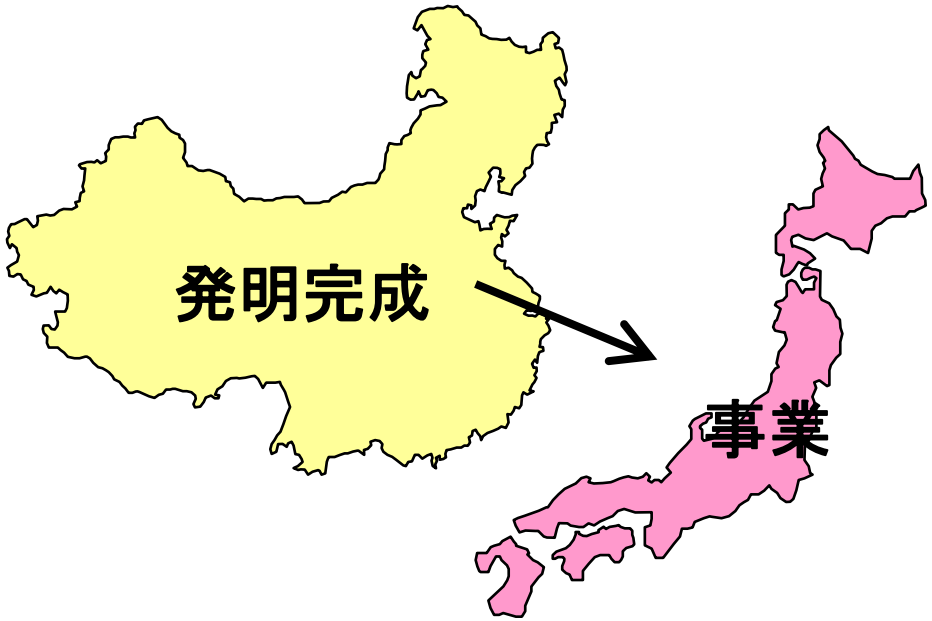


○ ： 日本国内において発明
○ ： 海外において発明

**発明地は問わない**

＜参考＞
東京地裁平成１５年１２月２６日判決
（平成１５年（ワ）第７９３６号）*【８１－地】*

**海外展開先国においても先使用権を確保するためには、その国の法制度に応じた対応が必要**
*→ ６.（９）諸外国の先使用権制度の概要　参照*

*（ガイドライン：問８ ）*

# （３）先使用権の効力：「実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内」

**先使用権の効力の範囲**
（どのような範囲まで、他者の特許権を無償で実施し、事業を継続することができるか）

**＝「実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内」**

**範囲をどのように解釈するか？**

**２つの観点**

**≪観点１：実施形態の変更は可能か≫　※実施形態：実施例に相当する概念**

**例えば…**

特許出願の際に製造していた物とは少し異なる物を作ってもよいかどうか。

**≪観点２：実施行為の変更や追加は可能か≫　※実施行為：特許法第2条3項**

**例えば…**

他者の特許出願の際には、ある製品を仕入れて販売を行っていた者が、その後、その製品の製造も自ら行うことにした場合、製造にも先使用権が認められるか。

*（ガイドライン：問５～問７、問９）*

# （３）先使用権の効力：実施形式の変更の可否

**≪観点１：実施形式の変更は可能か≫**

例えば、特許出願の際に製造していた物とは少し異なる物を作ってもよいかどうか。

**（実施形式限定説）**

特許出願の際現に実施している実施形式に限定されるという考え方。

ＶＳ

**（発明思想説）**

現に実施している実施形式に表現された技術と発明思想上同一範疇に属する技術を包含するという考え方。

## ウオーキングビーム最高裁判決：「発明思想説」を採用

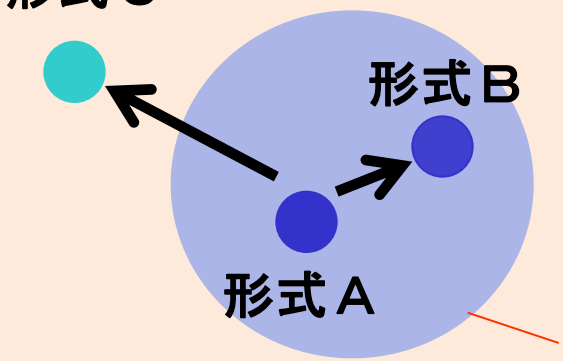


先使用権の効力は、特許出願の際（優先権主張日）に先使用権者が現に実施又は準備をしていた実施形式だけでなく、これに**具現された発明と同一性を失わない範囲内**において変更した実施形式にも及ぶ。

# （参考）「同一性の範囲内」の認定に関する事例

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

## 発明の同一性を肯定した例

**●特許請求の範囲と関係しない箇所の変更は同一性に影響を与えないとした例**
［大阪地裁平成１１年１０月７日判決（平成１０年（ワ）第５２０号）*【５９－地】*、
**大阪地裁平成１７年７月２８日判決（平成１６年（ワ）第９３１８号）*【８８－地】*** ］

○配線引出棒について準備を肯定しているが、傍論として同一性も判示した例
［大阪地裁平成７年５月３０日判決（平成５年（ワ）第７３３２号）*【４９－地】*］

○基礎杭構造に関して同一性を肯定した例
［東京地裁平成１２年３月１７日判決（平成１１年（ワ）第７７１号）*【６６－地】*］

## 発明の同一性を否定した例

○変更点の顕著な効果等により同一性を否定した例
［大阪地裁平成１４年４月２５日判決（平成１１年（ワ）第５１０４号）*【７８－地】*］

○技術的範囲を異にしているとして同一性を否定した例
［大阪地裁平成１２年１２月２６日判決
（平成１０年（ワ）第１６９６３号、平成１１年（ワ）第１７２７８号）*【７０－地】*］

**≪観点２：実施行為の変更や追加は可能か≫**

例えば、他者の特許出願の際には、ある製品を仕入れて販売を行っていた者が、その後その製品の製造も自ら行うことにした場合、製造にも先使用権が認められるか。

⇒　**結論：先使用権者は、他者の特許出願後に実施行為の変更・追加ができない。**

## 実施行為

【特許法第２条第３項】

この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一　物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の**生産**、**使用**、**譲渡等**（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、**輸出**若しくは**輸入**又は**譲渡等の申出**（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二　方法の発明にあつては、その方法の**使用**をする行為

三　物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の**使用**、**譲渡等**、**輸出**若しくは**輸入**又は**譲渡等の申出**をする行為

# （３）先使用権の効力：実施行為の変更・追加

**例　１**

他者による特許出願の前に、販売の開始、製造の準備を行っていた場合
⇒販売（譲渡）と製造（生産）の両方について、先使用権が認められ得る。

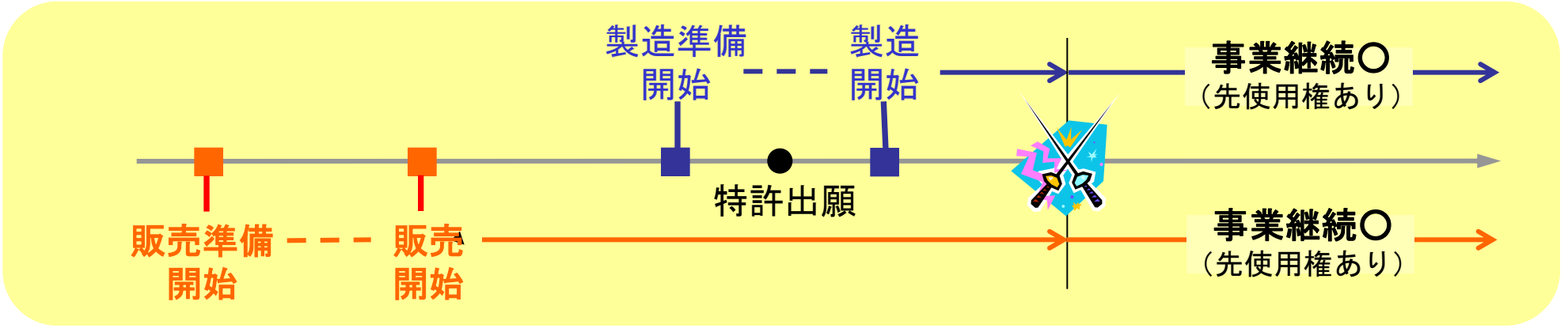


**例　２**

他者による特許出願の前に、販売の開始のみを行っていた場合
⇒製造（生産）については、先使用権は認められず、
　販売（譲渡）のみ先使用権が認められ得る。

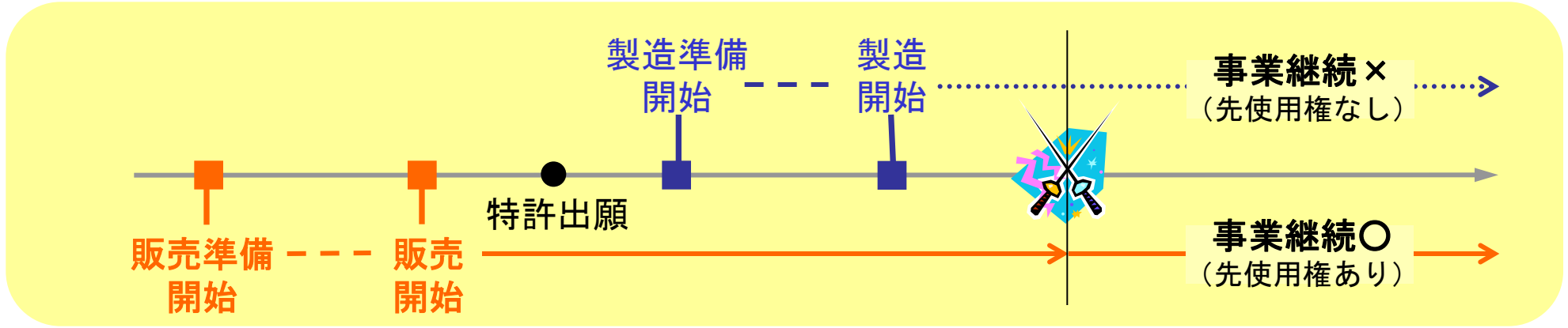


〈参考〉名古屋地裁平成１７年４月２８日判決（平成１６年（ワ）第１３０７号）【８７－地】

# （４）先使用権が機能する場面　（訴訟における先使用の抗弁）

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

- 先使用権が実際に役立つのは、主に特許権者から特許侵害で訴えられた場面（抗弁権※1として機能）。
- 民事訴訟においては、**「仮に技術的範囲に属するとしても」**といった仮定的な主張をすることが可能。
  先使用の抗弁についても、技術的範囲の属否を争いつつ、仮定的な主張をすることができる。
- **先使用の抗弁について、時機に後れた防御方法として却下された事例**※2もあるので注意が必要。

※1 抗弁権：相手方の請求権の存在を否定するのではなく、相手方の請求権の発生を認めた上で履行を拒絶する権利。

※2 知財高判平24. 3.22　切り餅訴訟（原告：越後製菓、被告：佐藤食品）

＜特許侵害訴訟（特許権に基づく差止請求）における要件事実＞（物を生産する方法の発明の場合）

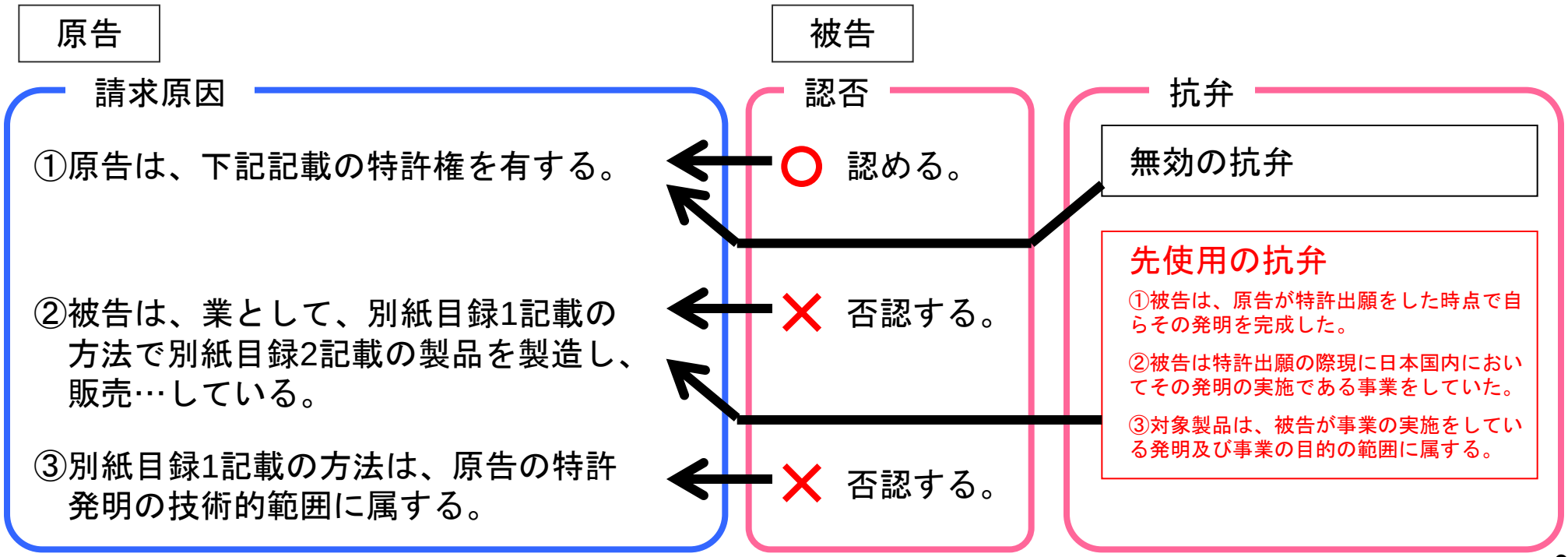

# （５）先使用権を立証するための資料について

**先使用権の要件となる事実に関する証拠を、確保可能な時点ごとに収集し保管することが最も確実な手法。**

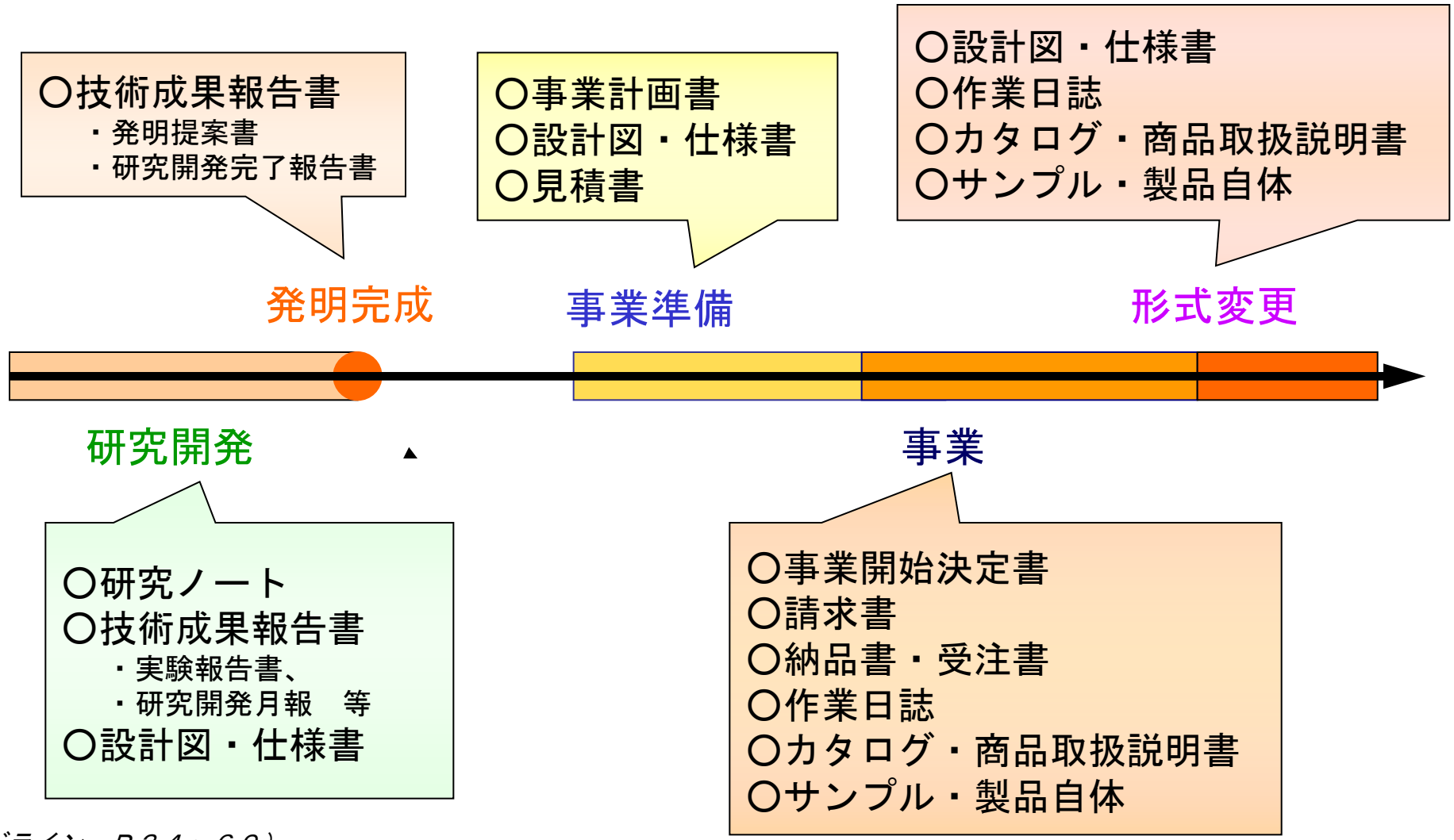


*（ガイドライン：Ｐ３４～６９）*

# 証拠力を高める手法　～公証制度～（1/3）

公証制度は、公証人が、私署証書に確定日付を付与したり、公正証書を作成したりすることによって、法律関係や事実の明確化ないし文書の証拠力の確保を図り、私人の生活の安定や紛争の予防を図ろうとするもの。

公証制度を利用した証拠力を高める手法の例

1．**確定日付**　：当該日付の日に文書等が存在したことを証明。

2．事実実験公正証書　：実験など、公証人が直接体験した事実に基づいて作成。

3．契約等の公正証書　：ノウハウの秘密保持に関する契約を公正証書として作成。

4．私署証書の認証　：認証日における証書の存在と作成名義人による署名の事実を証明。

5．宣誓認証　：私署証書作成者本人により、記載内容が真実であると宣誓した上で署名したことを記載して認証する方法。

*（ガイドライン：Ｐ６０～６５）*

# 証拠力を高める手法　～公証制度～（2/3）

秘匿したノウハウが少なからず化体している製品等については、その物自体を残すことも有効。

## 小型の物の場合

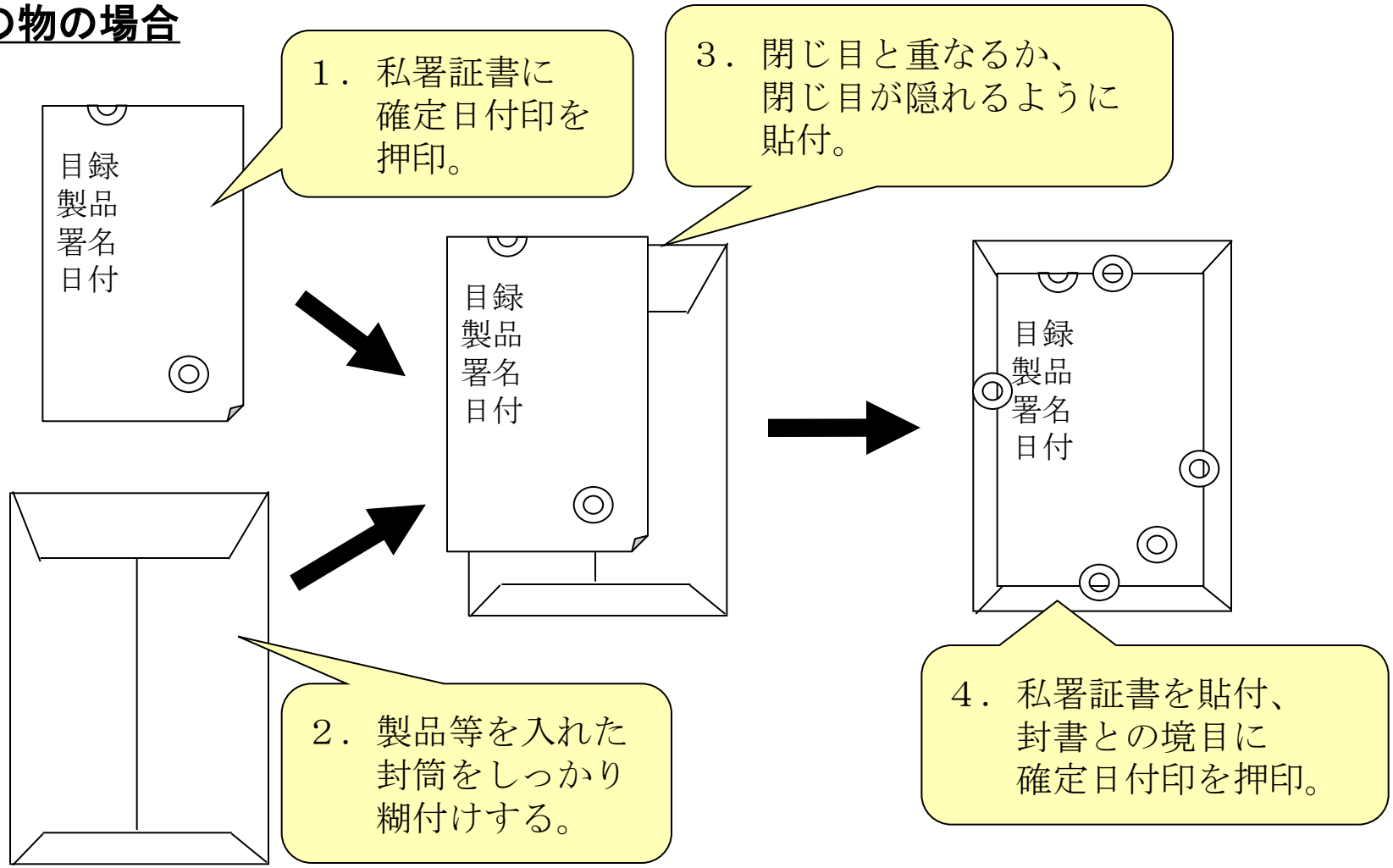


◎：確定日付印

（ガイドライン：Ｐ５１～５２）

# 証拠力を高める手法　～公証制度～（3/3）

## やや大型の物の場合

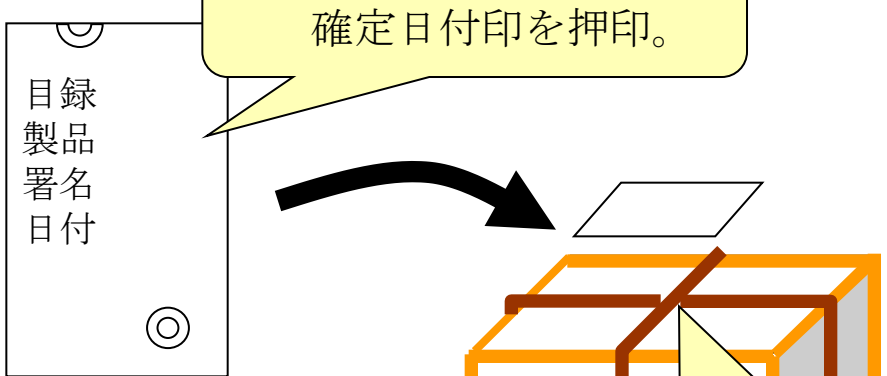


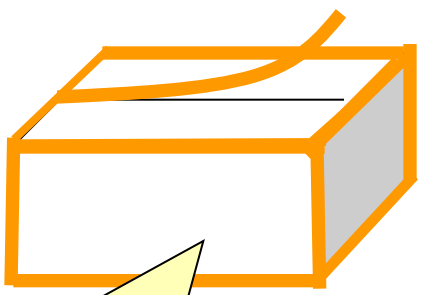

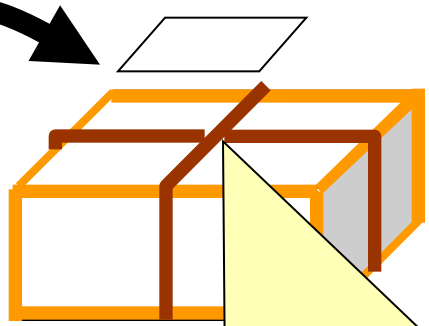

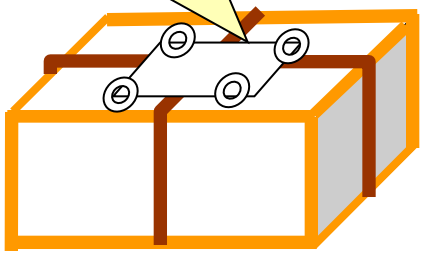

1．私署証書に
確定日付印を押印。

2．各開口部を
ガムテープで閉じる。

3．この部分から、開口部を通るように、
途切れることなく一周ガムテープを巻く。
さらに、交差するように、ここから途切れることなく一周ガムテープを巻く（私署証書の下がガムテープの切れ目となる）。

4．私署証書を、十字に貼付けたガムテープの交差部分を覆うように貼付し、段ボール箱と私署証書の境目にも確定日付印を押印。

◎：確定日付印

（ガイドライン：Ｐ５２～５３）

# 証拠力を高める手法　～民間のタイムスタンプサービス～

電子文書は
・いつ、誰が作成したのか、証明が困難
・容易に改ざんでき、改ざんされたか否かも判別困難

⇒「タイムスタンプ」　と「電子署名」を組み合わせて利用することで、
“いつ”“どのような”と　“誰が”　を証明し得る。

**「タイムスタンプ」**

電子データに時刻情報を付与することにより、“いつ”（日付証明）、“どのような”（非改ざん証明）、電子情報が存在していたかを証明するための民間のサービス。

**「電子署名」**

実社会で書面等に行う押印やサインに相当する行為を、電子データに対して電子的に行うサービス。
“誰が”作成したかを証明（作成者証明）。

■タイムスタンプが付与される仕組み

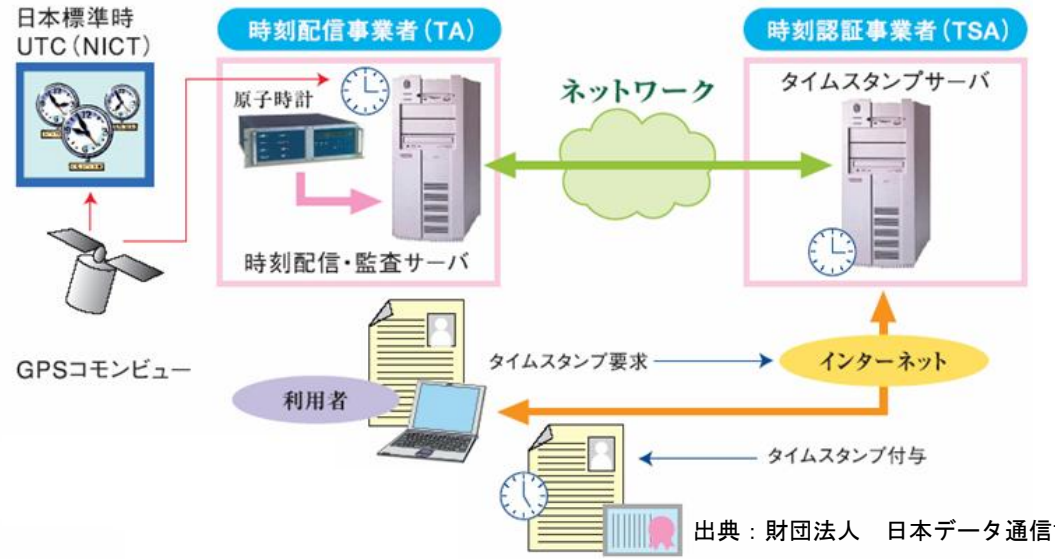


出典：財団法人　日本データ通信協会

*（ガイドライン：Ｐ６５～６８）*

# （６）先使用権の証拠確保のための企業における取組事例

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

各企業では、開発した技術を特許権により保護するか、ノウハウとして秘匿するかを検討し、秘匿する場合には、開発技術や事業内容・事業規模等の個別の事情に応じて、様々な方法で先使用権の証拠確保のための取組を行っています。

**＜中小企業Ｅ（機械系企業）＞**

**ノウハウ秘匿を選択する技術**

○加工方法など、製品から発明内容が漏れない技術。

**ノウハウ秘匿を選択した場合の証拠確保**

○技術部が作成した作業指示書と、現場が行った試行錯誤の成果を記載した作業履歴書をセットにして公証人役場で確定日付を取得。

**技術流出の防止**

○工場の主要なところは見せない。
○顧客に対しても製造ラインの見学を厳しく制限。

**＜企業Ｇ（電気系企業）＞**

**ノウハウ秘匿を選択する技術**

○製造条件に関する技術。

**ノウハウ秘匿を選択した場合の証拠確保**

○特許で完全に網羅することは不可能なので、特許取得を選択した技術や製品についても先使用権を主張できるように証拠を確保。
○技術内容・開発の流れを示すことができるように研究開発月報や製品サンプルを証拠として確保。
製品サンプルは、その説明書、設計図や技術データなどと共に２つずつ保管し１組を封筒に入れて確定日付を取得。

*（ガイドライン：Ｐ７０～８４）*

●下請として製造した場合、先使用権は誰に認められるか？

**結論：先使用権は発注者にある。**
**発注者の完全な手足である下請製造業者には先使用権はない。**

**⇒　別の業者に下請製造させることが可能**

例えば、下のようなケースでは、
下請け製造業者を変更した後も、製造・販売の先使用権が認められうる。

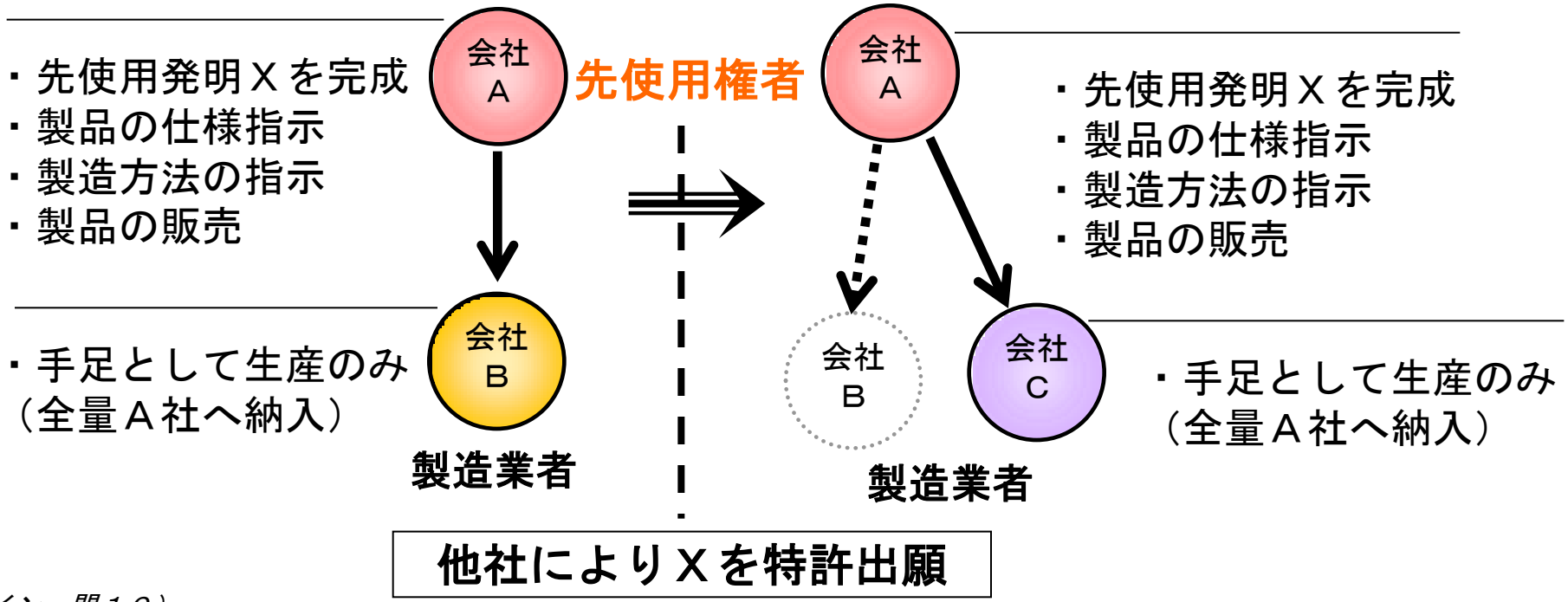


（ガイドライン：問１０）

## ●先使用権は移転できるか？

**結論：先使用による通常実施権は、実施の事業とともに移転する場合には、特許権者の承諾を得なくとも、移転することができる。**

【特許法第９４条第１項】

通常実施権は、・・・**実施の事業とともにする場合**、特許権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、特許権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

＜事業とともに移転する場合＞

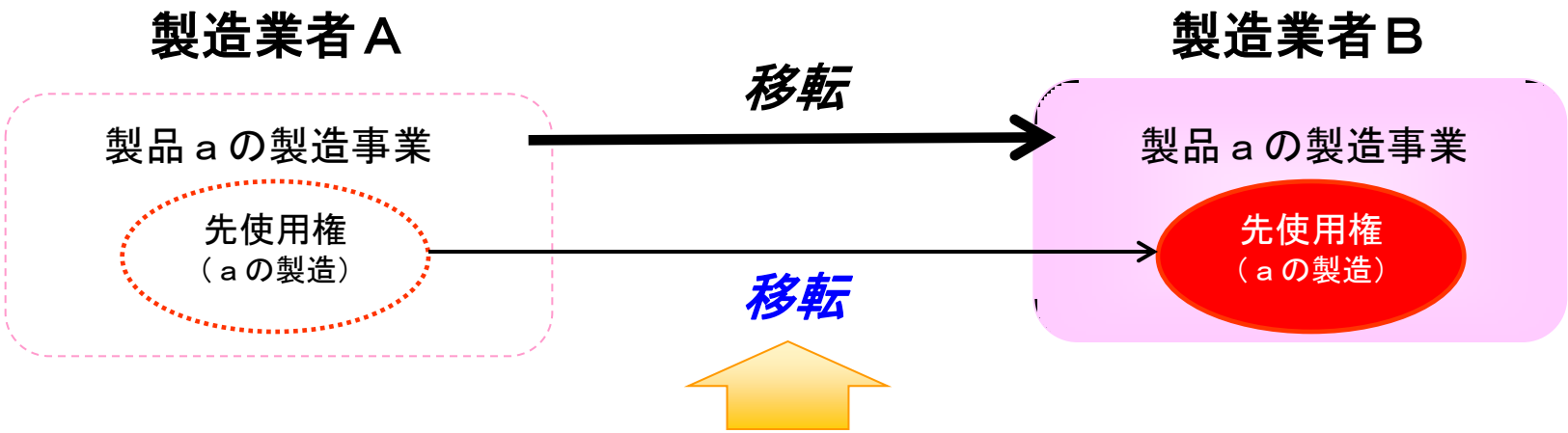


**製品ａの製造の先使用権者も、ＡからＢに**

（ガイドライン：問１３）

## ●先使用権立証のための証拠の保管について

特許出願をしたが取り下げた場合、出願の事実により、その明細書に記載されていた内容に関する先使用権は認められるか？

→　出願した事実だけでは、認められない。

※　出願した事実は、発明を完成させたことの立証には有用と思われるが、先使用権が認められるためには、事業の実施又は準備を行っていたか否かを立証する必要がある。

　研究開発の着手から事業の開始、継続という一連の経緯に沿って、各時点の資料を保管しておくことが重要。

発明完成から事業の実施までのイメージの一例

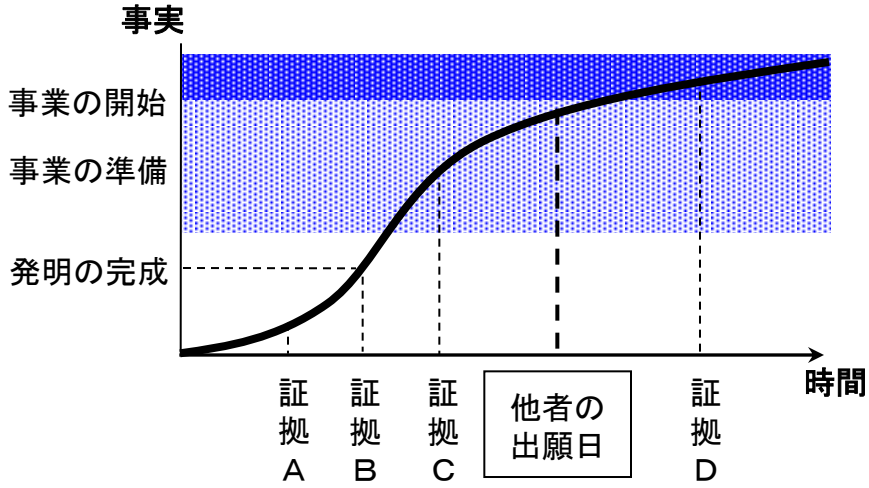


公証制度を用いて電子データの証拠力を高める方法は無いのか？

→　①電子媒体に記録し、スライド１７～１８で紹介した方法で保管する。

②電子公証制度を利用する。

（平成２４年１月１０日より、電子公証の窓口は「登記・供託オンライン申請システム」へ変更となった。）

*（電子公証制度について　ガイドライン：Ｐ６４～６５）*

# （８）商標の先使用権制度（商標法第３２条・第３２条の２）

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

## 先使用権を得るための要件

① 他人の商標登録出願前からその商標を使用していたこと
② 日本国内で①を行っていたこと
③ 不正競争の目的でなく①を行っていたこと
④ 他人の商標登録出願に係る指定商品・指定役務又はこれらに類似する商品・役務について①を行っていたこと
⑤ ①を行った結果、他人の商標登録出願時において、その商標が自己の業務に係る商品・役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること
⑥ 継続してその商品・役務についてその商標の使用をすること

## 先使用権の効力

● 使用をしていた商品・役務について、その商標を使用する権利を有する（当該業務の承継者も同様）

※ 他人の登録商標が、地域団体商標である場合は、上記⑤の要件は不要（第32条の2第1項）

※ 商標権者・専用使用権者は、先使用権者に対し、商品・役務の出所の誤認混同を防止するための表示を付すよう、請求することができる（第32条第2項、第32条の2第2項）

※実用新案、意匠については、特許同様（実用新案法第２６条、意匠法第２９条）

# （９）諸外国の先使用権制度の概要

**世界共通の先使用権制度は無い。**
**また、先使用権に関する各国の法制度は異なっている。**

⇒　海外で事業を実施する中で、ノウハウとして秘匿する戦略をとる場合には、**事業を行う国ごとに、その国の法制度に応じた先使用権の確保を行う必要がある。**

**特許庁では、諸外国等の先使用権制度の調査を実施**

- 「諸外国等における先使用権制度（平成１８年度 産業財産権制度問題調査研究報告書）」
  http://www.jpo.go.jp/seido/senshiyouken/senshiyouken_list.htm

- 「先使用権制度に関する調査研究（平成２２年度 産業財産権制度各国比較調査研究報告書）」
  http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/zaisanken_kouhyou.htm

# 先使用権制度の日米欧各国比較

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

## 【日米欧の制度比較】

| | 日本 | 米国 | 欧州各国 |
|---|---|---|---|
| 先使用権を発生する第三者の行為 | 発明の実施である事業の実施、又は事業の準備 | 発明の使用 | 発明の使用、又はその準備（注） |
| 基準日<br>（先使用権を発生する行為が行われていなければならない日） | 出願の際又は優先権主張の基礎の出願の際 | 出願日又は優先日から１年前<br>グレースピリオド適用の対象となる発明の開示から１年前 | 出願日又は優先日 |
| 特許権者から発明を知った場合の先使用権の主張 | 不可 | 不可 | 可<br>（各国の「善意」の解釈による） |
| 例外 | なし | 大学等所有の特許に対しては先使用権の主張はできない | なし |

（注）仏では、発明を使用（又は、使用の準備）していなくても、「所有」していれば、先使用権が発生するが、このような制度はまれ。

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

# ご清聴ありがとうございました



企画調査課企画班（内線2154）